



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

- 865 和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（情報基盤課）..... 1
- 866 令和7年度IoT対応監視カメラ通信業務（追加分）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（循環型社会推進課）..... 4
- 867 指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）..... 6
- 868 指定障害福祉サービス事業者の指定（ 〃 ）..... 6
- 869 救急病院の認定（医務課）..... 6
- 870 令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（成長産業推進課）..... 6
- 871 特定農業用ため池の指定の解除（農業農村整備課）..... 9
- 872 保安林の指定の解除予定（森林整備課）..... 10
- 873 〃（ 〃 ）..... 10
- 874 地籍調査の成果の認証（用地対策課）..... 10
- 875 〃（ 〃 ）..... 10
- 876 〃（ 〃 ）..... 11

○ 選挙管理委員会告示

- 108 政治団体の届出事項の異動の届出 11
- 109 政治団体の解散の届出 12
- 110 政治団体の設立の届出 12

○ 公告

- 入札公告（情報基盤課）..... 13
- 〃（成長産業推進課）..... 16

告 示

和歌山県告示第865号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び内容

（1）業務の名称

和歌山県インターネット接続サービス業務

（2）契約期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

(3) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（3）に掲げる業務の内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者（電気電子部門にあっては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。）

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）上級システムアドミニストレータ

（シ）アプリケーションエンジニア

（ス）情報セキュリティアドミニストレータ

（セ）システム監査技術者

（ソ）システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））

の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（5）に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって (1) のイからクまでの書類に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和7年11月7日（金）から同月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年11月18日（火）午前9時から同月20日（木）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年11月18日（火）から同月28日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和7年11月28日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2409

電子メールアドレス e0121003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和7年12月16日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第866号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和7年度IoT対応監視カメラ通信業務（追加分）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和7年度IoT対応監視カメラ通信業務（追加分）

(2) 契約期間

令和8年1月1日（木）から令和12年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）第3条各号（第6号及び第7号を除く。）に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 申請日現在において、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（以下この号において「電気通信事業」という。）について1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、電気通信事業を法人の目的としていることが、当該法人の登記事項証明書により確認できること。

(3) 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信業者であること。

(4) 和歌山県が別途示す仕様書に定める機種の監視カメラに対応したSIMカードを提供することができる

者であり、かつ、そのことについて、当該監視カメラの開発者の確認を得ているものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、個人県民税及び地方消費税以外の和歌山県が課する全ての税（延滞金等を含む。）

オ 2の（2）から（4）までの要件を満たすことを証明する書類の写し

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからエまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和7年11月7日（金）から同月20日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年11月7日（金）から同月17日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和7年11月7日（金）から同月20日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に電子メール、郵送又は持参で提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年11月20日（木）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2681

ファクシミリ番号 073-441-2685

メールアドレス e0318004@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格結果通知書により令和7年11月25日（火）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求め

ることができる。

- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第867号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3051600 173	まごころランド	有田郡有田川町上 中島859-1	放課後等デイサー ビス	社会福祉法人千 翔会	有田郡有田川町上中 島859-1	令和 7. 10. 1

和歌山県告示第868号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービ スの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011610 346	まごころランド	有田郡有田川町 上中島859-1	自立生活援助	特定なし	社会福祉法人 千翔会	有田郡有田川町 上中島859-1	令和 7. 11. 1

和歌山県告示第869号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 済生会有田病院
- 2 所在地 有田郡湯浅町吉川52-6
- 3 有効期限 令和10年11月5日

和歌山県告示第870号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 競争入札に付する調達の内容及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達

予定契約電力 396kW 予定調達電力量 1,591,718kWh

(2) 契約期間

令和8年3月1日から令和9年2月28日までの1年間（令和8年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和7年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みである者であること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

- (11) 令和5年度の供給電力量（需要端）（kwh）に占める再生可能エネルギー電気（「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」別表注3（2）に規定する再生可能エネルギー電気をいう。）の利用量（kwh）の割合が40%以上である者であること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びセの書類については代表者が、イからクまで、シ及びスの書類については構成員ごとに、ケ、コ及びサの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 2の（11）の要件を満たしていることを証する書面の写し

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) のアからウまで、コ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）、シ、ス及びセ（コンソーシアム構成員表に限る。）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年11月7日（金）から同月20日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「物品販売」に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のウからキまでの書類に代えることができる。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年11月7日（金）午前10時から同月12日

（水）午後4時までの間に、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

- (5) (4) の質問に対する回答は、令和7年11月17日（月）午後5時までに電子メール、ファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム (<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>) に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 令和7年11月12日（水）から同月20日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

- (2) 資格審査申請書類の提出は、持参、電子メール又は書留郵便によるものとする。ただし、3の（1）のその申請書類については、持参又は書留郵便によるものとする。

なお、書留郵便による場合は、令和7年11月20日（木）午後4時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

電子メールアドレス e0603011@pref.wakayama.lg.jp

なお、3の（5）の和歌山県物品・役務電子調達システムから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和7年12月1日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) の説明は、令和7年12月8日（月）までに書面により求めるものとする。

- (3) (2) の書面は、持参、電子メール又は書留郵便により5に掲げる場所等に提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対しては、令和7年12月15日（月）までに書面により回答するものとする。

和歌山県告示第871号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
内池（次ヶ谷）	海南市次ヶ谷字北ノ鼻255	令和7年11月7日

和歌山県告示第872号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡印南町大字島田字橘谷2320の3、2320の4、2320の9、字瀧谷2366の1、2366の2、2366の11
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第873号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町高池字江崎163の18
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第874号

和歌山県和歌山市新中島・中島の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年1月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市新中島・中島の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市新中島・中島の各一部地区
- 5 認証年月日
令和7年10月29日

和歌山県告示第875号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和6年10月31日まで

- 3 成果の名称
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日
令和7年10月29日

和歌山県告示第876号

和歌山県田辺市新庄町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和5年2月24日から令和7年2月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市新庄町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市新庄町の一部地区
- 5 認証年月日
令和7年10月29日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
日本維新の会和歌山県総支部	井上英孝	代表者	井上英孝	東徹	令和 7. 9. 10
自由民主党和歌山県医療会	平石英三	会計責任者	岩井雅之	川端寛	令和 7. 9. 13
立憲民主党和歌山県総支部連合会	山路恭世	代表者	山路恭世	山本忠相	令和 7. 9. 18
自由民主党和歌山県支部連合会	石田真敏	会計責任者	山本大地	中村裕一	令和 7. 9. 19

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日

和歌山県医師連盟	平石英三	会計責任者	岩井雅之	川端寛	令和 7. 9. 13
伊都医師連盟	谷内まゆみ	主たる事務所の所在地	橋本市東家四丁目2-4	橋本市御幸辻148-1	令和 7. 5. 31
		代表者	谷内まゆみ	奥野孝	令和 7. 5. 31
望月良男後援会	尾藤佳	代表者	尾藤佳	望月良男	令和 7. 9. 2
「和歌山より日本を再起動!!」飛躍の会	望月良男	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁22 汀ビル3階	和歌山市太田4-3-9	令和 7. 9. 1
		国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 7. 10. 9

和歌山県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
立憲民主党和歌山県第2区総支部	新古祐子	令和 7. 10. 2

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
仁坂吉伸かつらぎ町後援会	中阪雅則	令和 6. 8. 23
善の会	境正吉	令和 7. 9. 20
谷口たかひろと希望ある和歌山をつくる会	谷口尚大	令和 7. 9. 26

和歌山県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党自由同和会和歌山県支部	榎本淳広	藤崎昇	和歌山市六十谷86番地3	令和 7. 10. 3

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上岡一夫後援会	宇野耕作	上岡万起子	紀の川市北涌423番地	令和 7. 9. 8
西岡のぶひろ後援会	小太明峰	西岡かおり	紀の川市貴志川町神戸802	令和 7. 9. 11
楠義隆後援会	櫻井重和	楠久美子	有田郡有田川町吉原1384	令和 7. 9. 16
辻本光後援会	辻本定光	辻本定光	紀の川市貴志川町神戸134の11	令和 7. 9. 22
なすアミ後援会	河野敬二	下村雅洋	海南市船尾154	令和 7. 10. 1
小川明美後援会	岡部薫	小川武	西牟婁郡白浜町2926-501	令和 7. 10. 3
移民に反対日本四季	宮村旨希	宮村歌子	和歌山市和歌川町10-25 グランドハイ ツ和歌川113号	令和 7. 10. 7
ふるたあや後援会	古田要介	古田要介	西牟婁郡白浜町中2001番地	令和 7. 10. 7

公 告

入 札 公 告

和歌山県インターネット接続サービス業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度から令和11年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県インターネット接続サービス業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課（以下「情報基盤課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和7年和歌山県告示第865号に規定する和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
情報基盤課

(2) 期間

令和7年11月7日（金）から同年12月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和7年11月7日（金）から同月17日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和7年11月18日（火）午前9時から同月20日（木）午後5時30分までの間に情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
情報基盤課別室

イ 入札日時

令和7年12月17日（水）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和7年12月17日（水）午前9時30分までに情報基盤課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報基盤課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

情報基盤課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2409

電子メールアドレス e0121003@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Wakayama Prefecture Internet Connection Service Operations

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 17 December 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 17 December 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2409

e-mail e0121003@pref.wakayama.lg.jp

入 札 公 告

令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年11月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達の案件番号、調達の名称、場所及び数量

20259002635

令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達

和歌山県工業技術センター 和歌山市小倉60番地

予定契約電力 396kW 予定調達電力量 1,591,718kWh

- (2) 仕様等

仕様書による。

- (3) 契約期間

令和8年3月1日から令和9年2月28日までの1年間（令和8年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降におい

て和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第870号に規定する令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課（以下「総務管理課」という。）

(2) 期間

令和7年11月7日（金）から同月20日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年11月7日（金）から同月12日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、総務管理課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和7年11月17日（月）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年12月3日（水）午前9時から同月17日（水）午後4時まで

イ 開札場所

和歌山市小倉60番地

総務管理課

ウ 開札日時

令和7年12月19日（金）午後1時30分

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和7年12月17日（水）午後4時までに総務管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場

合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

総務管理課

イ 所在地

和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

電子メールアドレス e0603011@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 1,591,718kWh to use at the Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture

(2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 17 December 2025

(3) Contact point for the notice :

General Affairs and Administration Division, Department of Planning and Administration,
Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture,

60 Ogura, Wakayama City, 649-6261, Japan

TEL 073-477-1271

FAX 073-477-2880

e-mail e0603011@pref.wakayama.lg.jp